

# 大口町地域包括支援センター指定介護予防支援事業所運営に関する要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「運営基準」という。）第17条に基づき、大口町地域包括支援センター運営事業実施要綱（平成26年大口町告示第24号）第5条第3号に規定する介護予防支援事業（以下「事業」という。）を実施するために必要な事項を定めることにより、高齢者等が、住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続し、その心身の健康の維持、保健福祉の向上及び生活の安定のために必要な援助を行うことを目的とする。

## (事業の運営方針)

第2条 事業の運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 利用者の心身や環境等の状況、その他の状況に応じて、その選択に基づき、適切な保健、医療及び福祉サービスが、多様な業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
- (2) 利用者の主体的な活動と参加意欲を高めることを目指し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように配慮すること。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行うこと。
- (4) 大口町（以下「町」という。）及び関係機関との連携に努めること。

## (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称は、大口町地域包括支援センター指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）とし、所在地は、大口町伝右一丁目35番地とする。ただし、事業運営を委託している場合は、委託した社会福祉法人の事務所の所在地とする。

(職員及び職務の内容等)

第4条 事業所に必要な職種の職員を置く。

- 2 事業所の職員は、事業に係る介護予防サービス計画を作成するとともに、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの提供が確保されるよう、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者その他の者との連携調整、その他の便宜の提供を行うものとする。
- 3 事業所は、常に自ら事業の質の評価を行い、その改善に努めるものとする。
- 4 事業所は、法第115条の23第3項の規定により、指定介護予防支援の一部を運営基準第12条で定める者に委託することができる。

(帳簿書類)

第5条 事業所には、介護予防支援を行うために必要な帳簿等を整備するものとする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、土曜日は午後0時30分までとする。

(事業の提供方法、内容及び利用料)

第7条 事業は、運営基準に基づき提供することとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準の額とする。ただし、当該事業が法定代理受領サービスである場合は、利用者からは利用料を徴収しない。

2 事業の提供場所等については、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所は、第3条に規定する事業所内
- (2) サービス担当者会議の開催場所は、利用者の居宅

(事業の実施区域)

第8条 事業の実施区域は、町内とする。

(身分を証する書類の携行及び提示)

第9条 事業に従事する職員は、身分を証する書類（以下「身分証明書」という。）を携行しなければならない。

2 事業所の職員は、利用者の居宅を初めて訪問する場合又は利用者から求められた場合は、身分証明書を提示しなければならない。

(秘密保持)

第10条 事業の実施にあたっては、利用者及び利用世帯のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、正当な理由がなく、事業に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。また、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(その他必要事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則（平成18年3月30日 大口町告示第44号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日 大口町告示第52号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成31年3月27日 大口町告示第36号）

この要綱は、告示の日から施行する。